



こくさいりこん
国際離婚 するとき

にほんじん がいこくじん
日本人と 外国人の とき

がいこくじん がいこくじん
外国人と 外国人の とき

りこん
離婚したくない
とき

りこんとどけふじゆり
離婚届不受理
もうしで
申出を
しやくしよ
市役所や
くやくしよ
区役所に 出
す。

ふじゆりもうしで
不受理申出は
しやくしよ
市役所や
くやくしよ
区役所に あ
る。
ふじゆりもうしで
不受理申出を
ほんせきち
いま
本籍地か 今
の じゆうしよ
の 市役所や
くやくしよ
区役所に 出
すと 離婚に
ならない。

はな
話しあいで 離婚する
きょうぎ離婚

ふたり はな
2人で 話しあいが できないとき かに
いさいばんしよで 話しあいをする。

ちやうてい離婚

はな
話しあいで きまらないとき かに
さいばんしよが きめる。

しんばん離婚

それでも きまらないときは かに
いさいばんしよで さいばんする。

さいばん離婚

- ひつよ
うなも
の
- 1 離婚届(市役所や 区役所で もらう。ほかの おとな 2人の サインと いんかん(はんこ)がいる)
 - 2 戸籍謄本 1つ
 - 3 パスポート(国籍が かにあるもの)
 - 4 在留カードや 特別永住証明書など
 - 5 きょうぎ離婚ではないとき ちやうてい調書 しんばん書 はんけつ書などの 謄本と かにてい証明書

りこん おつと つま す
きょうぎ離婚のとき 夫、妻が 住んでいるところか 本籍地の 市役所や 区役所に 出す。

りこん もうしたてにん
きょうぎ離婚ではないとき 申立人<さいばんしたいと 言った人>が す 住んでいるところか 本籍地の 市役所や 区役所に 出す

しやくしよ くやくしよ
市役所や 区役所に わたしたら にほん りこん
日本で 離婚が きまる。

しやくしよ くやくしよ りこんとどけじゆりしやうめいしよ
市役所や 区役所から 離婚届受理証明書を もらう。

がいこくじん じぶん くに
外国人は 自分の 国の たいしかんや りようじかんに 離婚を しらせる。
りこんとどけじゆりしやうめいしよ だ りこん
離婚届受理証明書を たいしかんや りようじかんに 出す。さいばん離婚
の はんけつ書などがあるときもある。

だ じぶん くに りこん
たいしかんや りようじかんに 出したら 自分の 国で 離婚が きまる。

くに
国によって 離婚の
ルールが ちがう。
くわしいことは じぶん
の 国の たいしか
んや りようじかんに
きいて ください。